

伊豆の国市地域おこし協力隊推進事業実施要綱

- 制定 平成28年4月15日告示第69号
- 改正 令和元年7月11日告示第37号
- 改正 令和2年6月26日告示第110号
- 改正 令和3年4月28日告示第91号
- 改正 令和4年3月31日告示第69号
- 改正 令和6年3月31日告示第56号
- 改正 令和7年3月31日告示第60号

(趣旨)

第1条 市長は、人口減少や高齢化が進む本市において、市外の人材を積極的に誘致し、地域における活動を通じて、定住の促進、地域力の維持又は強化の推進、地域の活性化及び産業振興等を図るため、伊豆の国市地域おこし協力隊推進事業を実施するものとし、その実施に関しては、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 3大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県又は奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 条件不利地域 次のいずれかに該当する市町村をいう。

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村、第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村又は同条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村（以下「振興山村」という。）をその区域の全部又は一部とする市町村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定され

た離島振興対策実施地域（以下「離島振興対策実施地域」という。）をその区域の全部又は一部とする市町村

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域（以下「半島振興対策実施地域」という。）をその区域の全部又は一部とする市町村

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

(3) 都市地域 条件不利地域に該当しない市町村をいう。

(4) 政令指定都市 札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市をいう。

(5) 全部条件不利地域 第2号アに該当する市町村（過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を除く。）、同号オからキまでに該当する市町村及びその区域の全部が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域である市町村をいう。

(6) 一部条件不利地域 条件不利地域のうち、全部条件不利地域以外の市町村をいう。

(7) 条件不利区域 一部条件不利地域のうち、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する区域をいう。

(8) 地域協力活動 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）第3(2)に規定する活動をいう。

(隊員の委嘱等)

第3条 市長は、次のいずれにも該当する者のうちから伊豆の国市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）を委嘱するものとする。この場合において、当該委嘱については、本市との雇用契約は生じないものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 3大都市圏内の都市地域又は一部条件不利地域の条件不利区域以外の区域に生活の拠点があり、かつ、住所を定めている者

イ 政令指定都市の条件不利区域以外の区域に生活の拠点があり、かつ、住所を定めている者

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業の参加者として2年以上活動し、かつ、当該事業の参加者としての活動を終了してから1年以内の者で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域で地域協力活動に従事する者

エ 他の市町村の同一地域において地域おこし協力隊の隊員として2年以上活動し、かつ、地域おこし協力隊の隊員の委嘱を解かれてから1年以内の者で、3大都市圏外のいずれかの市町村又は3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点があり、かつ、住所を定めている者

オ 海外に在留し国内に住所を定めていない者で、3大都市圏外のいずれかの市町村又は3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、かつ、住所を定めるもの

(2) 地域の活性化に興味があり、市民と協力して地域協力活動を行い、委嘱等を解かれた後も本市に定住する意思がある者

(3) 委嘱するにあたって、本市に生活の本拠を移し、住所を定めることができる者

2 隊員の委嘱期間は、1年以内とする。

3 前項の委嘱期間は、市長が必要と認めるときは、1年を超えない範囲で更新をすることができるものとする。この場合において、当該更新をすることができる期間は、最初に委嘱があった日から起算して3年を超えない期間とする。

(隊員の活動)

第4条 隊員は、次に掲げる地域協力活動のうち市長が指定する活動を行うものとする。

- (1) 地域行事、コミュニティ活動又はその他の地域おこしを支援する活動
- (2) 市民活動団体を支援する活動
- (3) 地域資源の発掘及び地域振興に関する活動
- (4) 地域ブランドの創造を支援する活動
- (5) 産業の振興を支援する活動
- (6) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (7) 前各号に掲げる活動のほか、地域力の維持又は強化に資する活動

2 隊員は、地域協力活動の実施にあたっては、市長及び市民の意志を尊重しなければならないものとする。

(隊員の活動日数等)

第5条 隊員の活動日数は、原則として1月当たり20日(活動時間は、原則として1月当たり155時間)とする。

2 休憩時間は、活動時間が6時間を超える場合には、少なくとも1時間の休憩時間を活動時間の中途に取得するものとする。

(隊員の報償等)

第6条 市長は、隊員に対し、予算の範囲内において、地域協力活動の報償として、月額291,000円を支給するものとする。ただし、隊員の活動時間が前条第1項の規定に満たないときは、時間割りにより計算し支給するものとする。

2 市長は、隊員に対し、予算の範囲内において、地域協力活動の活動費として、必要な経費を負担するものとする。

(解嘱)

第7条 市長は、隊員に対し、隊員が次のいずれかに該当するときは、これを解嘱するものとする。

- (1) 法令等に規定する事項に違反し、又は隊員としてふさわしくない非行があったとき。

- (2) 心身の故障のため、地域協力活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 地域協力活動の実施状態が良好でない、又は地域協力活動を怠ったとき。
- (4) 自己の都合により解嘱を願い出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域協力活動に必要な適格性を欠くと市長が判断したとき。

(秘密の保持)

第8条 隊員は、地域協力活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が満了した後も同様とする。

(市の責務)

第9条 市は、隊員の行う地域協力活動が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の年間地域協力活動計画の作成の作成協力
- (2) 隊員の行う地域協力活動に関する総合調整
- (3) 隊員の行う地域協力活動終了後の定住支援
- (4) 前各号に定めるもののほか、隊員の行う地域協力活動に関して必要な事項

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、隊員の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。